

# 総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

## 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は株式組織の銀行などと異なり出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫は、会員数が約1万5千人であることから、総会の開催は事実上不可能なため、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算や取扱い業務の決定、理事、監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

## 総代とその選任方法

### (1) [総代の任期・定数]

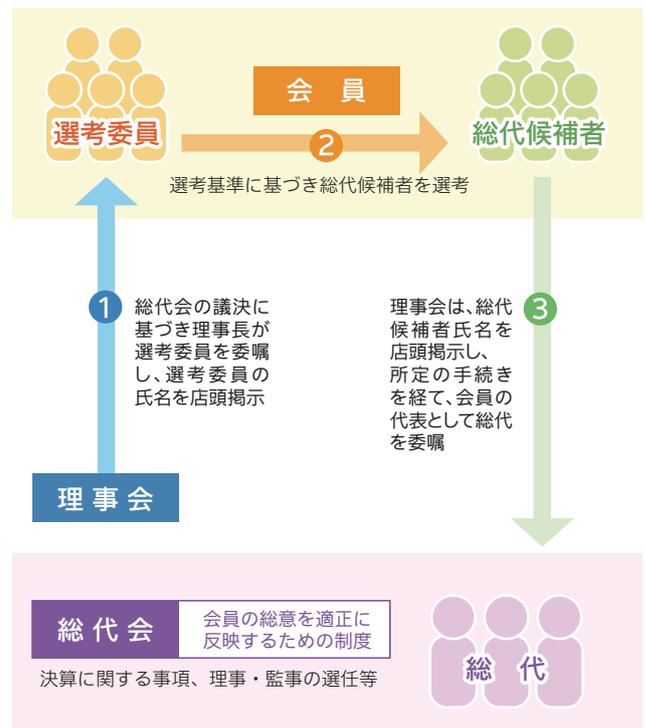
- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、70人以上90人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定数が定められております。
- 令和6年6月14日現在の総代数は75人で、会員数は14,829人です。

### (2) [総代の選任方法]

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は「総代候補者選考基準」(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。  
(異議があれば申し立てる)。



#### (注) 総代候補者選考基準

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| ① 資格要件 | ● 当金庫の会員であること等            |
| ② 選考基準 | ● 総代として相応しい見識を有している方      |
|        | ● 良識を持って正しい判断ができる方        |
|        | ● 人格に優れ、金庫理念・使命を十分理解している方 |
|        | ● その他総代候補者選考委員が適格と認めた方    |

## 第76期通常総代会の決議事項

令和6年6月14日に開催されました第76期通常総代会において次の事項が付議され、各議案とも原案のとおり承認されました。

**報告事項** 「第76期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件」

**決議事項**

- 第1号議案 「第76期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）  
剰余金処分案承認の件」
- 第2号議案 「会員除名の件」（定款第15条第1項）
- 第3号議案 「所在不明の会員除名の件」（定款第15条第2項）
- 第4号議案 「総代候補者選考委員選任の件」
- 第5号議案 「任期満了に伴う理事および監事選任の件」
- 第6号議案 「退任理事および退任監事に対する退職慰労金贈呈の件」



